

公的個人認証サービス対象手続の導入状況

裁判所の手続

根拠法令・根拠規定	手続名
民事訴訟法第382条から第402条(第7編 督促手続), 第132条の10(第1編 第7章 電子情報処理組織による申立て等), 民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則第3条第2項	督促手続